

露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい

事業名	露地野菜産地イノベーション推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【輸出・販路拡大】
事業要旨	実需者や消費者から選ばれる産地になるよう、差別化商品づくりや需要がある品目への転換、出荷予測システムの導入等、産地の革新的な取組を支援する。
事業概要	〔事業主体〕 農業者が組織する団体等 〔事業内容〕 マーケットインの視点による農林水産物の品質・価値の向上を図るとともに、市場セグメントごとに他産地には真似できない「強み」を確立し、実需者や消費者に選ばれる産地づくりに必要な、差別化商品・加工品等の開発、需要がある品目への転換、認証 GAP の取得、商談会への参加等を通じた販路開拓、出荷予測システムの導入など、これらの取組に必要な機械導入や施設整備を行う。 〔補助要件等〕 (1) 事業申請時点で、れんこん、はくさい、キャベツ、レタスを生産、出荷又は販売している産地であること。 (2) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。 (3) 実需者や消費者から選ばれる産地づくりのための事業実施主体、企業、大学、行政機関等による連携推進組織を設置すること。 〔対象経費〕 (ソフト事業) 専門家等謝金、市場調査等旅費、借上料、資材等購入費、商品 P R 等印刷製本費、通信運搬費、デザイン等委託料、分析・イベント出展等手数料、専門家等賃金 (ハード事業) 施設・機械整備費（リース導入も可、但し本体価格のみを対象） 〔補助限度額・補助率〕 (補助限度額) 1 事業実施主体あたり 1,000 万円とする。 ただし、ソフト事業のみ実施する場合にあっては、補助上限額の目安を 500 万円とする。 (補助率) ソフト事業：定額、ハード事業：1/2 以内 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 産地振興課 露地野菜 G：029-301-3950

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。
事業概要	〔事業主体〕 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 （1）荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 （2）生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化 2 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等） 〔補助率・限度額〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2 以内（上限 1a あたり 2 万円） 2 技術的課題の解決による生産体制の強化（機械類の導入関連） 補助率 1/2 以内（上限 1,500 千円） 〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954

メロンのハウスに環境測定器を導入してスマート農業に取り組みたい

事業名	いばらき高品質メロン創出事業のうち環境測定器導入支援事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	メロン類のハウス内に環境測定器を導入し、測定した環境データを活用することで、生産性及び収益性の向上を目指します。
事業概要	【事業主体】 農協、農業法人、認定農業者等 【事業内容】 メロン類を栽培するハウス内へのモニタリング機器及びセンサー※、モニタリング機器の稼働に必要なソーラーパネル等の導入を支援 （※蓄積したデータをタブレットやスマートフォン等で閲覧できるクラウド型に限る） 【補助要件等】 ①事業主体が県内でメロン類の栽培を行う者であること ②販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて現状より３％以上の向上が見込まれること 【対象経費】 ・ハウスでのモニタリングに必要な機器及びセンサー※ （※蓄積したデータをタブレットやスマートフォン等で閲覧できるクラウド型に限る） ・ハウスでのモニタリング機器の稼働に必要なソーラーパネル等 【補助率等】 対象経費の１／２以内 【問合せ先】 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：０２９４－８０－３３０３、県央：０２９－２２１－３０３４、鹿行：０２９１－３３－４１１７、 県南：０２９－８２２－７０８６、県西：０２９６－２４－９１６９ 〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きＧ TEL：０２９－３０１－３９５４

団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい

事業名	茨城県麦・大豆生産技術向上事業（国：麦・大豆生産技術向上事業）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。
事業概要	〔対象団体〕 市町村、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等（受益農業従事者が5名以上） 〔採択要件等〕 ・麦・大豆国産化プランが策定されていること。 ・生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 ・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。 〔対象事業・対象経費〕 1 生産性向上の推進 2 新たな営農技術等の導入 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 4 市町村による生産性向上の取組 〔補助率・補助限度額〕 1 生産性向上の推進 定額（50ha未満：1,000千円、50ha以上150ha未満：2,000千円、150ha以上：3,000千円） 2 新たな営農技術等の導入：定額（合計10,000円/10a以内、大豆極多収品種の種子に係る取組に当たっては、20,000/10a以内） 3 機械・施設の導入等：1/2以内（50万円以上5,000万円未満） 4 推進事務費：1/2以内（(2)の事業費の10%以内） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕

老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等 〔補助対象経費〕 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費 〔補助率〕 1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2 以内 2 ブランド化・差別化のさらなる加速化 上記1の取組に対し、県0.5/10、国0.5/10以内 〔補助限度額〕 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる） 〔補助要件〕 ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること ・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上 ・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上 等 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらきオーガニックステップアップ事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【輸出・販路拡大】【環境保全型農業】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、有機農業モデル団地の整備や市町村等が主体となる有機農業産地づくり、荒廃農地等を活用した生産環境整備やニーズに応じた新商品開発等を支援します。
事業概要	1 有機農業のモデル団地育成支援（県北・県央地域） 〔取組主体〕 農業者、農業者の組織する団体等 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 県北・県央地域における大規模有機モデル団地の整備（5～10ha 規模）に必要なパイプハウス資材や農業機械のリース導入支援 等 〔補助要件〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・面積要件等：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） （機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること） 〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入 等 〔補助率等〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内 2 地域における有機農業産地づくり支援 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 市町村が主導する、生産から消費まで地域の多様な関係者とともに取り組む有機農業産地（オーガニックビレッジ）づくりを支援 〔補助要件〕 有機農業実施計画の策定、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 〔対象経費〕 備品費、調査等旅費、研修等参加費、有機 J A S 認証取得費用、謝金 等 〔補助率等〕 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械リース費に係る経費のみ 1/2 助成） 3 荒廃農地等集約・環境整備支援 （1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援 〔事業主体〕 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等 〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援 〔補助率等〕 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a） （2）農地貸付協力金 〔事業主体〕 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等 〔事業内容〕 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付 〔補助率等〕 定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上 20 千円/10a） （3）有機農業転換ほ場の環境整備支援 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 〔補助率等〕 定額（20 千円/10a）

	4 有機農産物の供給能力向上支援 〔取組主体〕 市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 事業実施期間中に有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者の認証取得に係る経費を支援 〔補助要件〕 有機 JAS 認証面積が 30a 以上となること等 〔対象経費〕 ①有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費 〔補助率等〕 定額①上限 10 千円、②上限 140 千円 ※別事業において、有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入支援あり。 (儲かる産地支援事業参照) 5 有機農産物新商品開発チャレンジ支援 〔事業主体〕 認定農業者等 〔事業内容〕 原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援 〔補助率等〕 1/2（補助上限 1,600 千円） 6 土づくりの推進支援※1 〔取組主体〕 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 地力の向上を目的として、堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援 〔補助要件〕 県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成 〔対象経費〕 堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等 〔補助率等〕 定額。堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入 1/2 以内 ※1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174（園芸）、0296-24-9162（農産） 〕 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931
--	--

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援します。
事業概要	【事業主体】 農協、営農集団、農業法人・認定農業者 等 【事業内容】 以下の取組を支援します。 (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備 ① 先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等) ② 高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外 (トラック、フォークリフト、動力噴霧機等) (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ・「イバラキング」の贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウス等の施設及び非破壊糖度計の機械の導入支援。 (3) 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入 ・有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材 (骨材と被覆材) 等の導入支援。 【主な補助要件】(R7年3月時点の案) (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備 ① 受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は農業法人・認定農業者が1戸以上であること。 ② 事業費が160万円以上であること。 ③ 事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、または生産コストの3%削減が見込めること。 (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ① 高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。 ・高品質な「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンについて、百貨店、果実専門店等で贈答用として試験販売に取り組むこと。 ② 輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。 ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去3年間に於いて輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。

(3)有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入

①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者

②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること

③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。

④事業実施により有機 JAS 認証取得面積、有機農産物等の販売金額、出荷量、平均収量又は平均単価のいずれかにおいて、5 %以上の向上が見込めること 等

〔補助率〕

(1)先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内

(2)高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内

(3)有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入：本体価格の 1/2 以内

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、
県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕

産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

露地野菜G TEL：029-301-3950

農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

農業用機械・施設を整備したい

事業名	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援交付金）				
分類	【機械・施設整備】				
事業要旨	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。				
事業概要	〔事業主体〕 市町村 〔事業内容〕 （１）融資主体支援タイプ ①融資主体型補助事業 融資を受けて、経営改善に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。 助成対象者：地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等 ②追加的信用供与補助事業 融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援。（上記①の助成対象者が希望する場合） 助成対象者：県農業信用基金協会 （２）地域農業構造転換支援タイプ 将来像が明確化された地域計画（目標集積率が８割以上等）の早期実現を後押しするため、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援。 助成対象者：地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等 （３）条件不利地域支援タイプ 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。 助成対象者：農家３戸以上で組織する団体、農協、土地改良区など 〔補助要件等〕 （１）融資主体型補助事業 助成対象者が融資を受けて行う取組であること等。 〔対象経費〕 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上 〔補助限度額・補助率〕 （１）融資主体支援タイプ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①融資主体型補助事業</td><td>融資残額以内、3/10 以内（300 万円、600 万円）</td></tr> <tr> <td>②追加的信用供与補助事業</td><td>定額</td></tr> </table> （２）地域農業構造転換支援タイプ 購入：3/10 以内、リース：購入価格の 3/7 相当 （購入、リースともに 1,500 万円） （３）条件不利地域支援タイプ 1/2 以内（4,000 万円） 〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化Ｇ TEL：029-301-3833 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 〔 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285、 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164 〕	①融資主体型補助事業	融資残額以内、3/10 以内（300 万円、600 万円）	②追加的信用供与補助事業	定額
①融資主体型補助事業	融資残額以内、3/10 以内（300 万円、600 万円）				
②追加的信用供与補助事業	定額				

効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費 (いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策)
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、すべての農作物を対象として支援します。
事業概要	【事業主体】 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等 【事業内容】 (1)整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。 (2)基金事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。 【補助要件】 ・支援対象：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・面積要件：水稲 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5 ha、露地花き 5 ha、施設花き 3 ha、特用林産物 2 ha 等であること (中山間地域等においては、要件の緩和あり) ・機械のリース導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が 1.0 以上であること。 【対象経費】 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等 (水稲乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等) 【補助限度額・補助率】 ・補助限度額：20 億円以内/事業・年 ・補助率：1/2 以内 (ただし、品目や整備する施設等により異なる) 【問合せ先】 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954 露地野菜 G TEL：029-301-3950

生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの強い農業づくり総合支援事業）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	国内農産並びに園芸作物の安定供給体制の確立を図るため、販売価格の向上や販売量の増大及び生産流通コストの低減等、生産から流通までの強い農業づくりに必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 市町村、公社、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 販売価格の向上や販売量の増大、生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化の取組等に必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。 〔補助要件〕 ・総事業費：5千万円以上（農業機械は対象外）であること。 ・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。 ・受益面積：水稲 50ha 以上、麦 30ha 以上、大豆 20ha 以上、果樹 10ha 以上、露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上、露地花き 5 ha 以上、施設花き 3 ha 以上、等であること。（品目により異なる） ・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。 〔対象経費〕 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な大規模共同利用施設等の整備に係る経費（水稲乾燥調製施設、野菜・果樹・花き集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、等） 〔補助率〕 補助率：1/2 以内（ただし、品目や整備する施設により異なる） 補助限度額：20 億円以内（ただし、整備する施設等により異なる） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950

農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費（いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援します。 なお、農業支援サービスとは、農作業の受委託、機械のリース・レンタル、農業関連のデータ分析、農業現場への人材派遣を指します。
事業概要	〔事業主体〕 農業者や個人事業者（個人、法人は問わない）、JA、民間事業者等。ただし、いずれも概ね茨城県内においてサービスを提供する事業者であること。 〔事業内容〕 （１）整農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ モデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な農業機械の導入等を支援します。 （２）農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策 サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な人材育成等の取組を支援します。 （３）農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。 〔補助要件〕 ・機械の導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・導入する機械は、自作地で使用するものでないこと。 〔対象経費〕 ・サービスの提供に要する農業機械の導入経費 ・サービスの提供にあたって必要となるライセンスの取得経費 等 ・ただし、農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行は農業支援サービスとはみなされないため、それらに必要な機械の導入経費は対象外。（例：乾燥機、色彩選別機等） 〔補助限度額・補助率〕 （１）定額（ソフト事業：上限 3,000 万円、ハード事業：1/2 以内・上限 5,000 万円） （２）定額（上限 5,000 万円） （３）定額（1/2 以内、上限 1,500 万円、ただしスマート農業機械を導入する場合は 3,000 万円） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕 そのほか、国直採メニューも含めた事業全体の情報については、 農林水産省の HP をご覧ください。



ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。
事業概要	【対象団体】 ・事業実施主体：都道府県 ・取組主体：都道府県、市町村 等 【対象事業】 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備・事業継続計画の策定に係る検討会の開催、推進に向けた講習会の開催 等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 ・農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催 ・被災後に協力体制や自力施工技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組 (2) 既存ハウスへの被害防止対策 【対象：今後10年以上利用が見込まれるハウス】 ・ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー等の設置） ・防風ネットの設置、非常用電源の導入 等 【補助要件等】 ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ・2戸以上の農業者から構成されていること。 ・既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 ① 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備を実施すること。 ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること。 ③ 対象となるハウスについて園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。 ④ 対象となるハウスは今後10年以上利用するものであること。 ⑤ ハウス本体に直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策をすること。 【対象経費】 資材費、役務費、機械設備費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費 等 【補助率等】 補助率：1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備：定額 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額 (2) 既存ハウスへの被害防止対策：1/2以内 【問合せ先】 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい

事業名	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 ※法人格を有する農林漁業者等が製造・加工・流通等の事業を行う場合も含まれます。 〔事業内容〕 （１）施設等整備事業 輸出先国の規制等（輸出に必要な HACCP 等の認定・認証の取得）への対応に必要な施設や機器の整備を支援します。 ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分が交付対象となります。 （２）効果促進事業 （１）の施設・機器の整備と一体的に行い、認証の取得のために必要となるコンサルティング等の経費を支援します。 〔補助要件等〕 ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 ・HACCP チームが編成されており、メンバーに HACCP 研修受講者を含むこと。 ・輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること。 ・目標年度の輸出額を、現状より 20,000 千円以上増やすこと。 等 〔対象経費の例〕 （１）施設等整備事業 ・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修 ・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入 ・温度管理を要する装置・設備の導入 （２）効果促進事業 ・コンサルティングの導入 〔補助限度額・補助率〕 （１）補助率 ・1/2 以内 （２）補助額上限・下限 ・下記問合せ先に御確認ください。 ※予算は事業計画の内容により国が決定します。 〔問合せ先〕 営業戦略部 販売戦略課 TEL：029-301-3966

再生可能エネルギー利用にモデル的に取り組みたい

事業名	地域循環型エネルギーシステム構築事業【国補】
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、再生可能エネルギー利用のモデル的取組支援等、持続的な食料システム構築への取組を支援します。
事業概要	1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 〔事業主体〕 要件[補助要件等（１）]を満たす協議会、地方公共団体又は民間団体等 ※設備導入を行う場合は協議会の組織が必須 〔事業内容〕 次の取組を支援する。 ①推進会議の開催（必須） 関係者で地域モデルの検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。 ②課題解決に向けた調査等（必須） 発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度、設置場所の調査、先進地区の視察等を実施。 ③発電設備の導入（任意） 〔補助要件等〕 （１）協議会については、「農業者」、「発電事業者」、「都道府県」、「市町村、農業委員会又は地域の農業者の組織する団体」を必須構成員とし、協議会の運営等に係る規約を定めていること。 （２）地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入又は地域モデルの構築までを確実に遂行できる計画となっていること。 （３）事業実施主体及びその構成員は、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有しているものによる体制が確保されていること。 （４）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。 （５）営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること。 （６）モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。 （７）発電した電気に関して、FIT や FIP による売電は行わず、原則協議会内で利用すること。 〔対象経費・上限額〕 ・①、②に係る経費上限：合計 200 万円 ※農林業循環経済先導計画を作成済又は作成見込みの場合は、上限 1000 万円 ・③に係る経費：補助率 1/2 以内、上限 800 万円 〔補助率〕 ・①②の取組：定額（国 10/10） ※機械の賃借に係る経費は 1/2 以内 ・③の取組：1/2 以内

2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

〔事業主体〕

要件〔補助要件等（１）〕を満たす協議会、地方公共団体又は民間団体等

※協議会の組織は必須としない

〔事業内容〕

次の取組を支援する。

①推進会議の開催（必須）

事業の進捗管理や発電した電気の利用法の検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。

②課題解決に向けた調査等（必須）

導入にあたり最適な設置方法・設置場所等の調査・検討や、発電量・電気の利用方法・経済性・耐久性に関する調査・検討などを行う。

③次世代型太陽電池の導入（必須）

〔補助要件等〕

- （１）協議会については、「農業者」、「次世代型太陽電池の知見を有する者」、「都道府県」、「市町村、農業委員会又は地域の農業者の組織する団体」を必須構成員とし、協議会の運営等に係る規約を定めていること。
- （２）地域農業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽光電池に関する調査を確実に遂行できる計画となっていること。
- （３）事業実施主体及びその構成員は、次世代型太陽電池に係る知見や経験を有しているものによる体制が確保されていること。
- （４）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。
- （５）本事業の実施により、地域の課題解決につながること。
- （６）モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。
- （７）発電した電気に関して、FIT や FIP による売電は行わず、地域の農林業関連施設等で利用すること。

〔対象経費・上限額〕

- ・①②③に係る経費上限：合計 1,700 万円

〔補助率〕

- ・①②の取組：定額（国 10/10）
※機械の賃借に係る経費は 1/2 以内
- ・③の取組：1/2 以内

〔問合せ先〕

農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3937

最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課

〔 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285、
県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164 〕

6 次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）
分類	【機械・施設整備】【6次産業化】
事業要旨	地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業にかかわる多様な地域資源を活用した商品開発の取組等や加工・販売施設等の整備を支援します。
事業概要	1 地域資源活用・地域連携推進支援事業〈ソフト事業〉 〔事業主体〕 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、事業協同組合 等 〔事業内容〕 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に対する支援 （2）新商品開発・販路開拓の実施に対する支援 等 〔補助要件〕 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上（農林漁業者は必須））するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること等 〔対象経費〕 （1）調査・検討費、新たなメニュー・新商品等開発費、実需者評価会実施費、通信費、消耗品費等 （2）新商品開発費、消費者評価会実施費、商談会等への出展経費等 〔補助率・補助限度額〕 事業費の1/2以内 等（500万円以内） 2 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）〈ハード事業〉 〔事業主体〕 ・「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画等の認定を受けた農林漁業者団体（原則として、農林漁業者3戸以上で構成していること、以下同じ。） ・市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者団体 等 〔事業内容〕 総合化事業計画等に基づいて実施する取組に必要な機械や建物の整備を支援 〔補助要件〕 ・多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること ・制度資金等の融資を活用すること ・本事業で取り扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が、おおむね50パーセント以上の生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること 等 〔対象経費〕 農林水産物等の生産・加工・販売等に必要な施設等の整備に要する経費等 〔補助率・補助限度額〕 補助率：事業費の3/10以内（原則1億円以内） （地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等の取組に関する市町村戦略等に基づく取組等は1/2以内） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村、農業技術課 研究・普及G TEL：029-301-3936